

社会福祉協議会 ガイドブック

ささえて ささえられて
みんなが主役のまちづくり



各務原市社会福祉協議会イメージキャラクター
「さぽーと」君

目次

1. 社会福祉協議会について

1-1	社会福祉協議会とは	1
1-2	地域福祉について	2
1-3	各務原市社会福祉協議会について	3
1-4	各務原市社会福祉協議会の主な事業	4～7
1-5	介護保険サービス・障がい福祉サービスについて	8
1-6	生活相談センターさぽーと	9
1-7	成年後見支援センター	10

2. 地域福祉を支える財源について

2-1	財源の種類	11
2-2	社会福祉協議会会費	11
2-3	赤い羽根共同募金	13
2-4	寄付金	13
2-5	介護保険事業収益	13

3. 地区社会福祉協議会（地区社協）について

3-1	地区社協とは	14
3-2	なぜ地域福祉？	14
3-3	地区社協がめざす姿	15
3-4	地区社協事業	16～26
3-5	夢を実現プロジェクト事業	27
3-6	小地域で行う夢を実現プロジェクト事業	28
3-7	夢プロ・ミニプロ事業フォローアップ	29
3-8	総合補償保険	30

4. 資料編

4-1	各務原市の福祉の状況	31
4-2	小学校区ごとの人口構成	32
4-3	相談窓口一覧	33
4-4	Q & A	34～35
4-5	各務原市社会福祉協議会のあゆみ	36～38

1. 社会福祉協議会について

1-1 社会福祉協議会とは

略して

「社協(しゃきょう)」

と呼ばれています。

「地域福祉」を推進することを目的に
社会福祉法に位置付けられた民間福祉団体です。

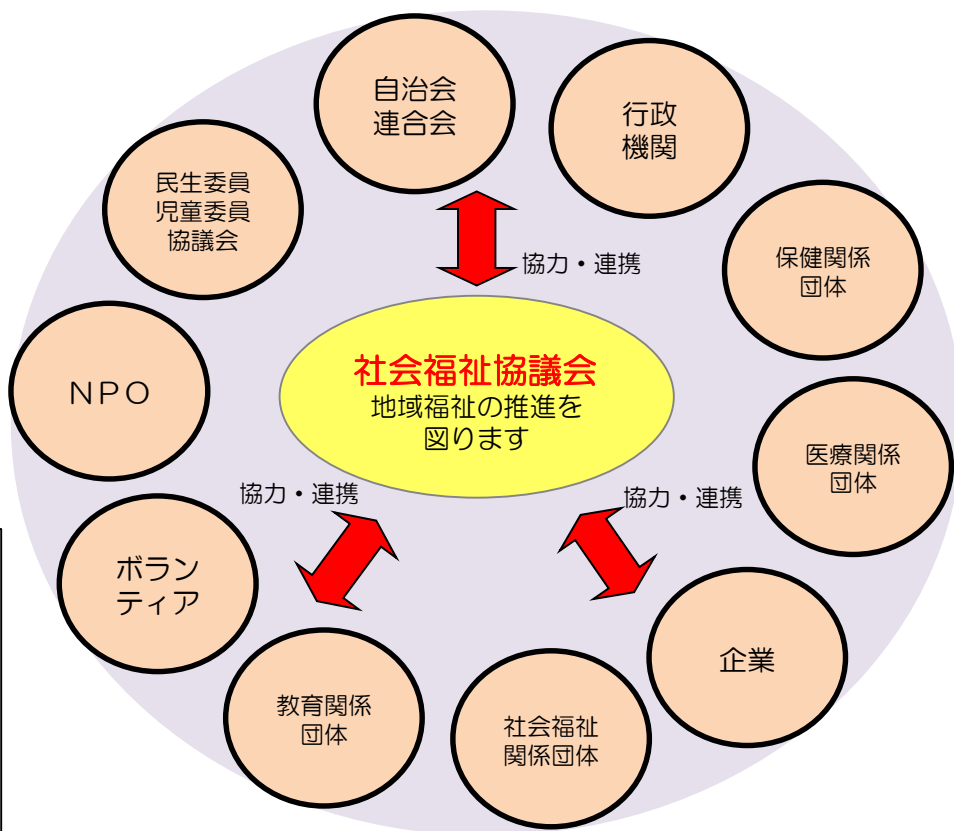
社会福祉協議会（以下「社協」）とは、社会福祉法の109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記された公共性・公益性の高い社会福祉法人です。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とし、自治会連合会や民生委員児童委員、ボランティア団体・障がい者団体などと連携しながら地域の福祉問題の解決に向けた取り組みをしています。



▲社会福祉協議会のマーク

このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。



1-2 地域福祉について

「地域福祉」とは、その地域に住む誰もが普段の暮らしでしあわせを感じられるよう、市民一人ひとりが協力し、ささえあい、助けあえる地域づくりを進めていくことです。

各務原市では、計画的に地域福祉の実現に向け、市は地域福祉計画を、市社協は地域福祉活動計画をそれぞれ策定し推進してきました。

今後、ますます多様化・複雑化する地域の福祉課題や新たな問題の解決に向けて、市と市社協がより連携を密にして取り組んでいくことが求められてきます。

第4期計画から、それぞれの計画の連動性や実効性を一層高めるため、両計画を一体的に策定し、地域福祉を推進していきます。

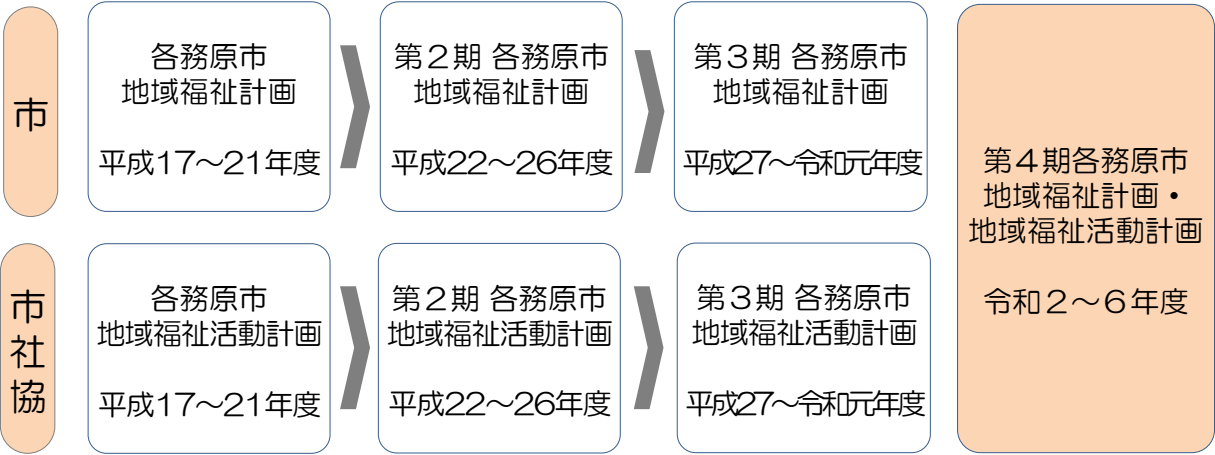
・地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づいて策定する市町村の行政計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「方向性」を示す計画。

・地域福祉活動計画

地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員児童委員などの地域福祉活動を行う者や福祉分野の専門職などが相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画。

地域福祉に関する計画の推進過程



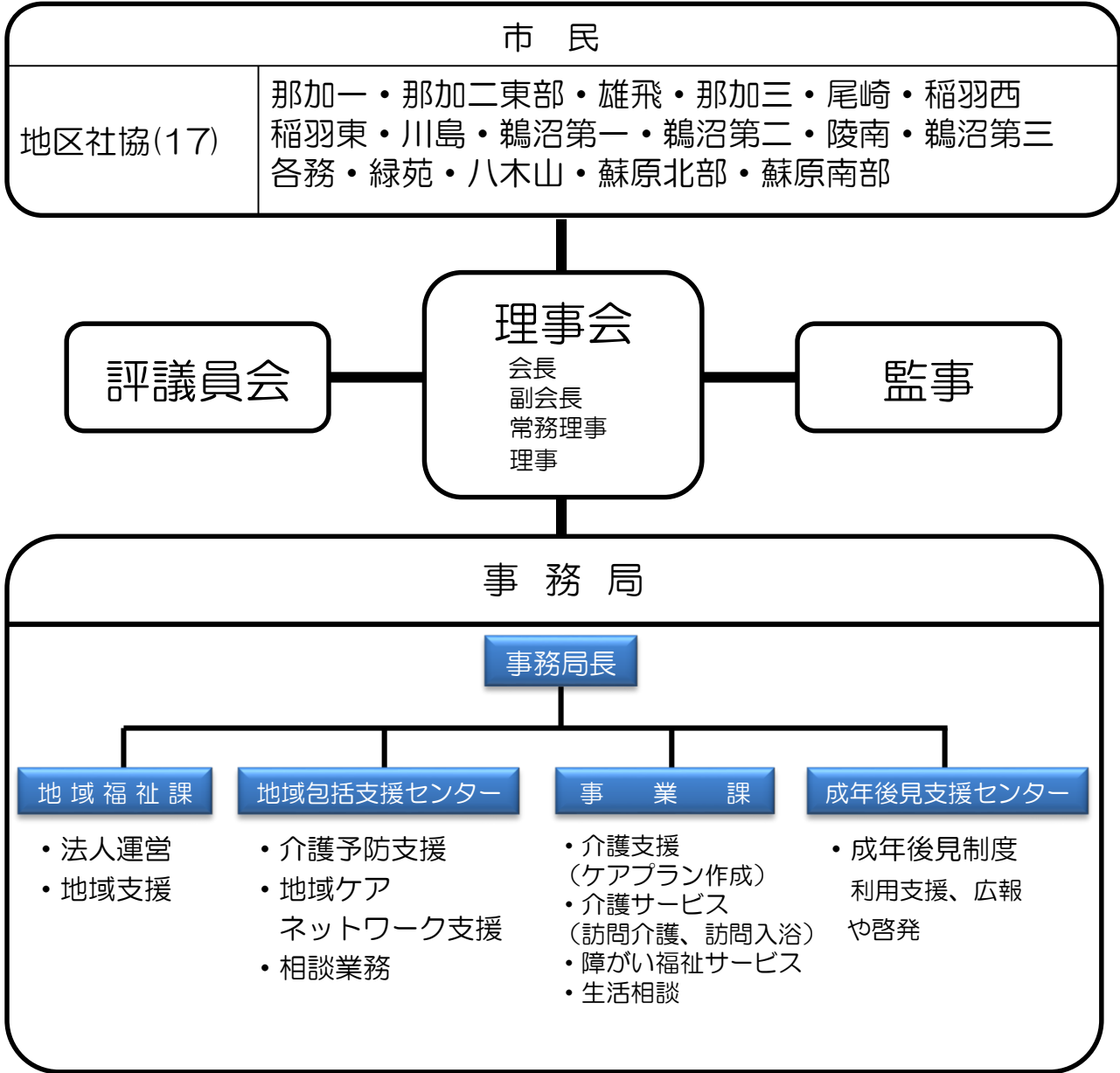
1-3 各務原市社会福祉協議会について

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

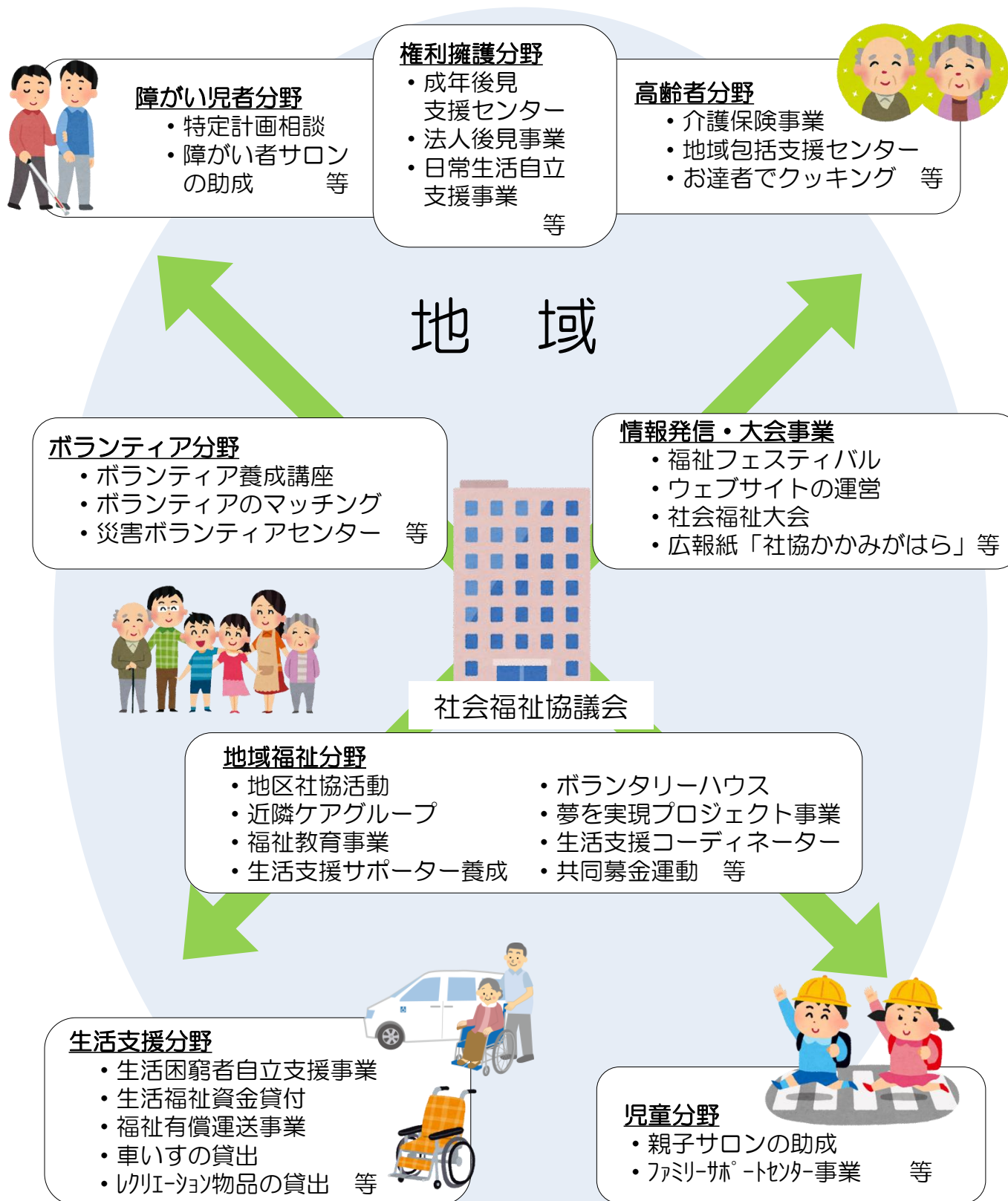


- 【住所】 各務原市那加桜町2丁目163番地
総合福祉会館内 2階
- 【設立】 昭和57年2月10日法人登記
- 【組織】 自治会連合会などの市民の代表、民生委員児童委員協議会、高齢者や障がい者団体、ボランティア団体、福祉・医療保健団体、行政などにより理事会・評議員会が組織されています。

【組織図】



1-4 各務原市社会福祉協議会の主な事業



【ボランティアハウス】

100か所

(令和3年3月31日時点)

ボランティアハウスは、「楽しく、気軽に、無理なく、自由に」をモットーに、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもたちなどが、地域住民とともに生き甲斐をもって生活していけるような仲間づくりや健康づくり、社会参加を促進する拠点です。

A（毎週）型、B（毎月）型、C（ミニ）型、D（巡回）型、E（常設）型の5つのタイプがあります。タイプごとに開催頻度や助成金が異なります。詳しくは17ページをご覧ください。



やすらぎの旭（蘇原南部）

【A型】

毎週曜日を決めて開催しています。
市内6か所。



苺の会（川島）

【B型】

「毎月10日」や「第2月曜日」
など、開催日を決めて開催してい
ます。市内82か所。

【近隣ケアグループ】

293グループ

(令和3年3月31日時点)

近隣ケアグループとは、「地域に住む見守りが必要な高齢者、障がい者、子ども等が、地域において継続して安心した生活を営むことができるよう、住民が近隣の高齢者等に対して、声かけ見守り及びできる範囲の日常生活支援活動等を行う支援システム」のことです。

概ね自治会を単位に3～10名程度のグループを組織し、地域の実情に応じた活動を展開しています。



【活動の一例】

「回覧板や広報の手渡し」を
地域全体で取り組み、見守る
地域があります。

【福祉教育】

「福祉教育」という言葉を聞くと、子どもだけが対象であるような印象を受けますが、本会では子どもだけではなく大人も対象に「福祉を学ぶ・考える」機会を提供しています。

職員研修の一環であったり、地域の集まりであったり、さまざまな場面で活用をいただいています。

右表は本会が行っているメニューの一例です。

「ふくして何？」 講話 45分	「ボランティアって？」 講話 45分
「車いす体験」 体験 45分～90分	「高齢者疑似体験」 体験 45分～90分
「アイマスク体験」 体験 45分～90分	「認知症サポーター 養成講座」 演習 90分

【ボランティアセンター】

「ボランティアをしたい！」 と 「ボランティア活動をしてほしい！」

この2つをボランティアセンターでつなぎあわせます。

ただ、「何かしたいけど何をしたらいいかわからない・・・」といった方もいらっしゃるいませんか？そこで提案しているのはボランティア養成講座です。

点字・音訳・手話・要約筆記など活動のための技術を学んでからスタートするボランティア活動があります。

点訳ボランティア 養成講座	10月～2月 全15回	手話奉仕員 養成講座	9月～3月 ・入門編全18回 ・基礎編全23回
音訳ボランティア 養成講座	9月～1月 全15回	要約筆記 体験講座	11月 全4回

【災害ボランティアセンター】

災害ボランティアセンターとは、災害発生時に各地から集まるボランティアと地域から集まる困りごと（ニーズ）を調整する機能をもつ機関です。

各務原市では行政と連携し、社会福祉協議会が開設します。

その理由は、①地域を基盤とした活動を行っている②全国的なネットワークを持っている③日頃からボランティアセンターを運営しているからです。



災害ボランティア運営訓練の風景
（市防災人づくり講座にて）

【“わ” がまち茶話会】

わがまち茶話会は、地域資源やアイデアなどの情報を定期的に集まり交換する場です。

「楽しみサークルが始まったらしいよ」「あのおばあちゃんが世話好きらしいよ」といった雑談の中に地域の課題やその解決につながるアイデアが入り混じっていることもあり、今後の福祉活動を進めるうえでの大きなヒントになります。

ゆくゆくは、ここで集まる情報から支えあい活動や住民が出かけられる場所、出番や役割につながることをめざします。

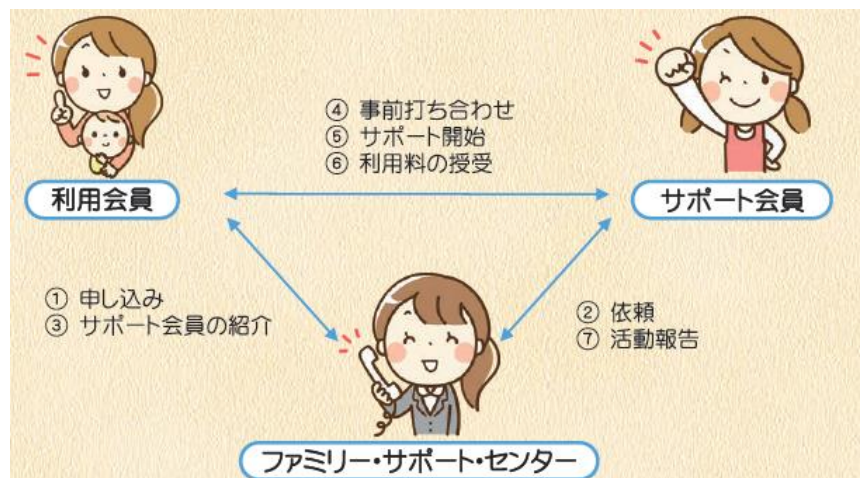


【ファミリー・サポート・センター事業】

ファミリーサポートとは、地域で相互に子育てを応援する仕組みです。

子育てのサポートをしてほしい方（利用会員）と子育てをサポートできる方（サポート会員）が登録して行うものです。

対象は概ね小学3年生までの子どもです。



【情報発信】

社会福祉協議会では、地域の活動を皆様に知っていただくためにウェブサイトやフェイスブックを使い、情報発信を行っています。



社会福祉法人

各務原市社会福祉協議会

ウェブサイト



1-5 介護保険サービス・障がい福祉サービスについて

社会福祉協議会では介護保険サービスや障がい児者支援を行っています。
個人の状態にあった安心・安全な介護サービスを提供いたします。



【居宅介護支援】

利用者の身体状況や本人、家族の希望に沿ったサービスが利用できるようケアマネージャーがプランを作成します。また、認定の申請及び更新手続きも行います。

【居宅介護支援】

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、障害を持った方や、家族の希望に沿ったサービスが利用できるよう支援します

【訪問入浴サービス】

自宅での入浴にお困りの方に入浴専用車で出向き、ベットの横で入浴ができるサービスです。
看護師を含む3人のスタッフがお伺いすることで安心・安全に入浴ができます。



【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーは、ケアプランに基づき下記のような支援を行います。

①身体介護

食事、入浴、排泄などの介助、
床ずれの予防(体位変換)、
服薬介助 など

②生活援助

買い物、居室の掃除、
洗濯、調理などの援助
など

地域包括支援センターについて

(対象地域：那加第二小・那加第三小・蘇原第二小校区)

①総合相談・支援

高齢者やその家族の皆さんが抱える悩みや心配ごとなどに対応します。
介護、保健、医療、福祉に関することなど、何でもご相談ください。地域に住む65歳以上の高齢者を対象にした相談窓口です。

②介護予防

介護予防教室の実施などを通して地域への介護予防の普及啓発活動を行います。
介護が必要となるおそれのある高齢者及び要支援1・2の方に介護予防ケアプランの作成を行います。

③権利擁護

高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。高齢者虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害対応などを行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対して、包括的かつ継続的サービスが提供されるように地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

1-6 生活相談センターさぽーと

生活相談センターさぽーとは、生活上の悩みや経済的な困りごとなどの多岐にわたる相談を受け付ける窓口です。社会福祉士などの相談員と一緒に問題を整理しながら解決に向けてお手伝いをいたします。また、各種機関と連携を取り、必要に応じて適切な機関につなげます。

例えば・・・

- ・仕事がなかなか決まらない
- ・借金が多くて悩んでいる
- ・病気になって働けなくなった
- ・収入が不安定で困っている
- ・働きに出る自信がない
- ・家計の管理がうまくできない
- ・職に就かず外出もしない子の将来が心配
- ・悩みがあるが、どこに相談してよいかわからない など



相 談 支 援 の 流 れ

みんな（住民・地域・専門機関等）でサポート

生活相談センターさぽーと

①

困りごと
の受付・整理

②

一緒に
解決プラン
を作成

③

公的制度・
サービスなど
の活用や調整

問
題
解
決
へ

支援メニュー

生活福祉資金の貸付 住居確保給付金 成年後見制度利用支援
ハローワークと連携した就職支援 各種相談機関の紹介 など

さまざまな理由でお困りの方

早期発見・支援のために
関係機関や地区社協と連携

1-7 成年後見支援センター

『各務原市成年後見支援センター』は、権利擁護支援の中核機関として、様々な機関や団体と連携を図りながら成年後見制度や権利擁護に関する相談に対応します。

総合相談 利用支援



本人や家族、福祉・医療関係者からの相談に応じています。昨年度は約1000件の相談がありました。

後見人等支援

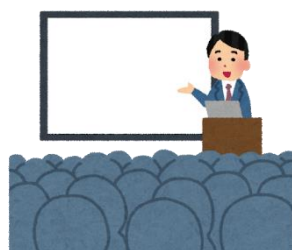


本人にとって最善の後見人が選任できるよう弁護士・司法書士・社会福祉士の専門家と協議しています。

出前講座メニュー

- ・ 成年後見制度
- ・ 任意後見契約 等
ご要望に応じます。

広報・啓発



市民や関係者向けの講演会や研修会を行うほか、出前講座も行っています。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって**物事を判断する能力が充分ではない**方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、**本人を法律的に支援する制度**です。

（家庭裁判所 「成年後見制度を詳しく知っていただくために」より引用）

成年後見制度

法定後見

後見

保佐

補助

任意後見

任意後見契約

【成年後見人等の役割】

身上監護

成年後見人等はお本人に代わり契約行為などの法律行為を担います。
※食事の世話などは行いません。

財産管理

成年後見人等はお本人の財産を守るため管理をしたり不動産処分などを行います。



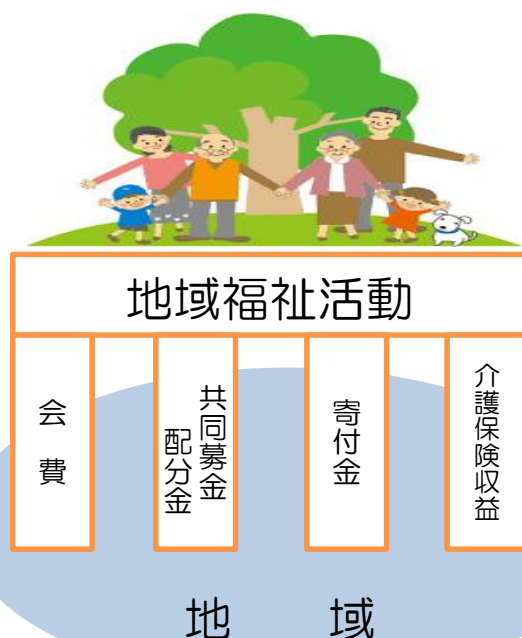
2. 地域福祉を支える財源について

2-1 財源の種類

各務原市社会福祉協議会の関わる地域福祉活動を支える財源は、主に次の4つです。

どれも地域の皆さまからの支えによるものです。

- 社会福祉協議会会費
- 共同募金配分金
- 寄付金
- 介護保険収益



2-2 社会福祉協議会会費

各務原市社会福祉協議会では、「ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」をめざす姿とし、市と連携を図りながら住民主体の地域福祉活動を住民の皆さまと一緒に進めています。

17の自治会連合会を単位とした地区社会福祉協議会(地区社協)では、住民の皆さまが主体となりボランティアハウスやお年寄りを囲む会、福祉座談会などの事業を実施しており、地域の福祉課題を地域で考え、地域で解決するための活動に取り組んでいます。

これらの活動は、地域に住む皆さまの参加と、皆さまから協力いただく会費により支えられています。

誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりのために、ご協力をお願いいたします。

世帯会費	1口 500円
賛助会費	法人会員 5,000円以上
	団体会員 5,000円以上
	個人会員 1口 500円

【世帯会員募集のスケジュール】

令和3年度社協会員募集期間は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、6月～8月の3カ月間としています。

より多くの皆さまに会員となっただけけるよう、会費の使途や社会福祉協議会の活動をご理解いただく為、会費趣旨説明会を各地区で行うことができます。

4月下旬
自治会連合会
へ依頼



5月末
各単位自治会
へ書類の送付



6月～8月
会員募集
期間

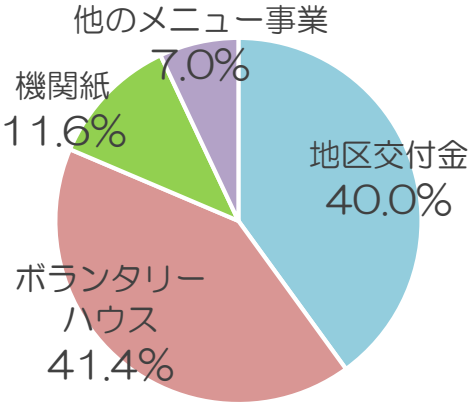
【令和2年度世帯会員募集結果】

地区社協名	会員数	口数	会費額
那加一	2,554	2,575	1,287,500
那加二東部	1,341	1,350	675,000
雄飛	1,184	1,193	596,500
那加三	1,880	2,018	1,009,000
尾崎	1,075	1,088	544,000
稲羽西	2,195	2,207	1,103,500
稲羽東	989	989	494,500
川島	1,737	1,737	868,500
鵜沼第一	2,073	2,085	1,042,500
鵜沼第二	3,594	3,595	1,797,500
陵南	1,736	1,754	877,000
鵜沼第三	2,200	2,249	1,124,500
各務	1,503	1,505	752,500
緑苑	1,317	1,348	674,000
八木山	1,482	1,530	765,000
蘇原北部	4,390	4,403	2,201,500
蘇原南部	2,860	2,865	1,432,500
その他	1	10	5,000
市全体	34,111	34,501	17,250,500円

世帯会費は、自治会の協力により集められた各世帯を単位とした会員です。

【令和2年度賛助会員募集結果】

会員区分	団体数	会費額
法人・団体会員	411	2,208,000円
個人会員	8	12,000円
合 計	419	2,220,000円



法人・団体会員は、事業所等を単位とした会員です。賛助会費はボランティア活動をはじめ、市内全体で行う地域福祉活動に活用されます。

世帯会費の配分結果
世帯会費として集まった会費の40%を地区社協に交付するほか、更にメニュー事業にて順次助成しています。

2-3 赤い羽根共同募金

共同募金は、戦後間もない昭和22（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。

当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、

「じぶんの町を良くするしくみ。」

として、取り組まれています。

（中央共同募金会ウェブサイトより）



⇐ 街頭募金の風景

市内では中学校ふれこみ隊やボーイスカウト、明るい社会づくり運動協議会などいくつものグループが街頭募金に協力してくれています。



2-4 寄付金

令和2年度に寄付いただいた地域の皆さまの善意も地域福祉活動に活用しています。

令和2年度寄付金額

1,885,030円

2-5 介護保険事業収益

社会福祉協議会の行っている介護保険事業で得た収益も地区社協活動における財源としています。

夢を実現プロジェクト事業などは、こちらを主たる財源として充当しています。



ヘルパー研修風景

3. 地区社会福祉協議会(地区社協)について

3-1 地区社協とは

地域には自治会、民生委員児童委員、子ども会、近隣ケアグループ、商店、ボランティアなどさまざまな団体や個人が、より良い地域づくりをめざして活動しています。それぞれがつながりを持ち活動をすると、参加者も増え、理解が広がり、地域の結びつきが強くなります。そこで、17の自治会連合会を単位として、地域団体や個人が横の連携をつくり、地域の福祉問題や課題解決に取り組むことを目的とした地区社協を組織しました。

地域のさまざまな活動をする団体で構成された地区社協だからこそ、希薄となりつつある住民同士のつながりの輪を広げ、福祉の視点を持った地域づくりを進めることができます。それと同時に、生活問題を抱えている人に対し、行政や専門機関、市社協への橋渡しや連携も考えながら、「地域のつながり」を活かして、地域の実情に即した自主的な活動を展開して問題解決につなげていきます。

■身近な地域での支えあい活動の創出にむけて

これまでの地区社協活動は、「地域のつながりづくり」を中心に取り組んできました。現在では100ヶ所のボランタリーハウス、見守り活動を主とする近隣ケアグループは293グループ、2,000人を超えるボランティアが日々活躍しています。

しかし、ますます高齢化が進み、生活課題が多様化・複雑化する中、これまで培ってきた「地域のつながり」を活かしつつ、生活課題に対応したサービスを創ることを意識し、「身近な地域での支えあい活動の創出」をめざし、地区社協活動を推進していきます。

3-2 なぜ地域福祉？

社会保障制度改革による各法律改正の中で「地域づくり」という言葉がキーワードとして使われ、地域での自主活動に対する期待は高まっています。

従来の分野別（高齢者・障がい者・子ども）ではなく、住民が暮らし続けられるよう「地域」に重点を置いた施策が取られています。

生活困窮者自立支援法・子ども子育て関連三法・障害者総合支援法・介護保険法改正・医療保険法改正など、それぞれの法律において「地域」への期待が込められています。

3-3 それぞれの地区社協がめざす姿

地区社協では、地域コミュニティ会議を開催し、地域の変化を振り返り、今後の地域がどんなまちになるといいかをイメージし、第4期地域福祉計画期間中の「めざす姿」をまとめました。

地区社協	め ざ す 姿
那 加 一	気配り 声かけ ほんの少しのおせっかいができるまちをめざします。
那 加 二 東 部	かよいあう 熱い心で 手をさしのべ 共に支える 安心のまちづくり をめざします。
雄 飛	地域行事を通して、3世代が共にふれあい協力しあえるまち をめざします。
那 加 三	「向こう三軒両隣」の輪がつながるまちをめざします。
尾 崎	心を一つに、愉快で安心、生きがいを持って活躍できる尾崎地区 をめざします。
稲 羽 西	みんなでつくる地域のつながりを 大切にするまちをめざします。
稲 羽 東	ご近所付きあいを大切に、心がしあわせになるふれあいの多いまち をめざします。
川 島	若い人も高齢者もみんなが交流し、心身健康で幸せに暮らせるまち をめざします。
鵜 沼 第 一	生活しやすいまちをめざします。
鵜 沼 第 二	お互いさまの気持ちで支えあう、笑顔あふれるまちをめざします。
陵 南	老いも若きも元気な者で 支え 見守るまちづくりをめざします。
鵜 沼 第 三	助けあい、支えあい、住みよい安全・安心なまちづくりをめざします。
各 務	“ふれあい・ささえあい・たすけあい” ぬくもり溢れるまち をめざします。
緑 苑	住民相互でふれあい助けあえる思いやりのあるまちをめざします。
八 木 山	全世代が主役となって、ささえあい安心して暮らせる八木山地区 をめざします。
蘇 原 北 部	安心して心豊かに暮らし続けることができるまちをめざします。
蘇 原 南 部	自治会と連携してささえあえるまちをめざします。

3-4 地区社協事業

◆地区社協交付金

地区社協交付金は、地区社協独自の福祉活動を展開するための財源です。市民の皆さんにご協力いただいた会費のうち、地区社協内で集まった世帯会費の40%を地区社協交付金として交付します。

なお、前年度実績の30%を上限に前払いをすることができます。

地区社協独自の活動例

- ・地域の高齢者に暑中見舞いや年賀状を小学生に書いてもらう事業
 - ・一人暮らしの高齢者や障がいのある人とつながりをつくる友愛訪問活動 など
- 地区社協の独自事業に交付金を有効的にご活用ください。

◆メニュー事業助成金

メニュー事業を実施した場合、その経費の一部を助成します。メニュー事業実施の目的を大きく次の7つに分類しています。

1. 集うこと

2. 学ぶこと・知ること

3. ささえあうこと

4. 知らせること

5. 共同募金のこと

6. 募ること

7. 地域を応援すること



↑ 会費ロゴマーク
社会福祉協議会会費
が使われる事業には上
のマークをつけて案内
しています。

1. 集うこと

地域で孤立することのないよう、通いの場づくりを進めます

(1) ボランティアハウス事業

事業内容		地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の人などが閉じこもりにならないように集まり、交流することを目的とします。歩いて行ける集会所や公民館などを拠点に、楽しく過ごすことができるよう、参加者とボランティアが一緒になって内容を考えます。定期的に開催することで、地域のささえあい、助けあいの輪が広がります。			
		市生涯学習まちづくりや岐阜県、警察署の出前講座を活用し、『防犯・防災』について学ぶ機会や、日本赤十字奉仕団員である民生委員さんに協力いただき、炊き出し訓練を行う等の取り組みが、ふだんの暮らしの安心につながります。			
		令和3年度もコロナ対策として三密を避けるために、開催条件を以下のとおり緩和、開催中止期間中の訪問活動も助成対象とします。			
助成基準		条 件	条 件 (コロナ対応)	運 営 助 成	備品助成
ハウスの種類	毎週型 (A型)	・概ね1回/週 ・4時間以上/日 ・参加人数10人以上/回 (食事提供を毎回行う)	・概ね1回/週 ・2時間程度/日 ・参加人数5人以上/回 (食事提供を毎回行う)	1回あたり 6,000円 (上限 52回分/年度)	20万円 (上限)
	毎月型 (B型)	・概ね1回/月 ・2時間以上/日 ・参加人数10人以上/回	・概ね1回/月 ・1時間程度/日 ・参加人数5人以上/回	1回あたり 3,000円 (上限 36回分/年度)	1万5千円 (上限)
	ミニ型 (C型)	・4回以上/年 ・2時間以上/日 ・参加人数5人以上/回 (毎回開催日時等を地域住民に周知する)	・4回以上/年 ・1時間程度/日 ・参加人数5人以上/回 (毎回開催日時等を地域住民に周知する)	1回あたり 1,000円 (上限 36回分/年度)	
	巡回型 (D型)	・4回以上/年 ・2時間以上/日 ・参加人数10人以上/回 (地区社協内を巡回する)	・4回以上/年 ・1時間程度/日 ・参加人数5人以上/回 (地区社協内を巡回する)	1回あたり 3,000円 (上限 12回分/年度)	
	常設型 (E型)	・概ね5日/週 ・4時間以上/日 ・参加者5人以上/回 (1地区社協1か所)	・概ね5日/週 ・2時間程度/日 ・参加者5人以上/回 (1地区社協1か所)	活動経費 30,000円/月(定額) 家賃助成 40,000円/月(上限)	





新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、ボランティアハウス事業の中止期間中における助成対象事業の拡大について（特例事業）

助成対象事業

ボランティアハウスの参加者に対し、安否確認や生き甲斐をもって生活ができる仲間づくりや健康づくり、社会参加の促進につながる活動。

【活動例】

- ①低運動や認知症を予防するものを配布
 - ・脳トレ関連商品
（100円ショップ等の商品（計算ドリル・クロスワードパズル・数独・漢字・塗り絵など））
 - ・花や野菜の種、苗
（水栽培・家庭菜園により日々の変化を感じる。玄関先の植木鉢で「自らの元気であるアピール」ができる、外の空気を吸うきっかけづくり、今後の共通話題）
 - ・折り紙を配布し、折り鶴を折る
（指先の運動、新型コロナウイルスの収束を願って）
 - ・小物やマスクづくりの材料を配布
（ボランティアハウス再開後に作品展を行う）
- ②自宅でできる体操などのマニュアルを配布する
- ③ハガキの配布→絵手紙等をメンバー間で送りあう
- ④ボランティアハウスメンバー間の回覧板（ノート）を作成し、交流する。
（良かった旅行先やおいしいお店の紹介等をする）



事業期間

新型コロナウイルス感染症の影響によるボランティアハウス活動中止期間

助成金額

ハウスの種類	特例による運営助成
毎週型（A型）	6,000円/月
毎月型（B型）	3,000円/月
ミニ型（C型）	1,000円/月
巡回型（D型）	3,000円/月
常設型（E型）	20,000円/月 （特例事業を実施しない場合は（15,000円））

助成額はボランティアハウスの種類により異なり、助成金額は月単位とする。
（開催中止の助成金と特例事業実施の助成金は、年度末に精算します。）

活動記録

ボランティアハウス活動特例記録表（様式第4号の2）に記録する。

その他

特例事業実施にかかる領収書については、通常のボランティアハウス事業と同じ扱いとする。

(2) ふれあい交流事業

事業内容	地域のさまざまな社会資源を活かし、住民が集い交流を図ることを目的に対象を子ども・高齢者・親子など定めず取り組みます。 この助成は年間上限額の範囲で地区社協ごとに重点を置く事業を決めていただきます。	
助成基準	① 屋内 外 共通	住民同士が <u>集う交流事業</u> ＊に対し助成します。 助 成 額：１０万円（上限） 助成回数：年度の助成合計額が１０万円以内であれば回数は問いません。 
	② 屋外 事業 限定	<u>たまには外で交流事業</u> ＊ 屋外の広場や公民館駐車場において、体操・ウォーキング・簡単なレクリエーションや、お弁当やキッチンカーなど業者を依頼し、食べるこ と・集うイベントを行い、交流する機会を増やします。 助 成 額：３万円（上限） 助成回数：年度の助成合計額が３万円以内であれば回数は問いません。
	＊屋外の事業であれば、①②併用しての申請ができます。 ＊暑中見舞いや年賀状による交流や友愛訪問は対象となりません。 ＊地区社協主催事業を原則としますが、他団体との共催の場合は、地区社協事業である ことや社協会費が活用されていることをPRしてください。	

(3) ご近所畑事業 （モデル事業 3地区社協限定）

内容事業	プランターで畑を作り、ご近所が自然とつながるキッカケをつくる事業です。野菜が成長・実り、収穫する喜び、収穫した野菜を使用により、ご近所のつながりも実を結ぶ。近隣ケアグループと連携して、声掛け・見守り活動が活発になることをめざします。
助成基準	近隣ケアグループの見守り活動の一環として、プランター畑を設置した場合助成します。 助成額：５万円 （３地区社協に限定） 条 件：最低２０ヶ所でのプランター設置による見守り活動の展開 
	進め方（例） ①地区社協は、近隣ケアグループ等に対してプランターを使った見守り活動があることを周知。 ②近隣ケアグループは、見守り対象者宅の道路に面した場所等、外から見える場所にプランターの設置の了解を得、見守り対象者に水やりなどの協力の承諾を得る。 ③②の準備が整った近隣ケアグループは、地区社協にご近所畑事業の申し出をする。 ④地区社協は、プランター・土・苗・ステッカーを用意し、近隣ケアグループへ届ける。（ステッカーは市社協で準備します） ⑤地区社協は、プランターの設置場所を取りまとめ、設置先への取材や広報での紹介をする。 （土は農家の協力、プランター（植木鉢）はご家庭にあるものでの代用も可。）

2. 学ぶこと・知ること

学びや地域を知ること、活動の幅を広げます

(1) 近隣ケアグループ研修会

事業内容	地区社協が近隣ケアグループを対象とする研修会を開催します。地域の見守り活動は、ひとりで問題を抱えないように、近隣ケアグループ員や役員さんたちと地域の課題を一緒に考えることから始まります。他の近隣ケアグループの活動発表による学びや、テーマを設けて研修会を開催するなど、活発な見守り活動につなげていきます。 【テーマ例】 ・認知症について学ぶ活動 (地域包括支援センターや医師、家族会やNPO法人など) ・防犯・防災活動 (市生涯学習まちづくりや岐阜県、警察署の出前講座など)
助成基準	地区社協単位での研修会を開催すると助成します。 助成額：3万円（定額） 助成回数：1回（実施回数に制限はございません） 

(2) 福祉座談会

事業内容	地域住民や地域内の各種団体、ボランティアが抱えている悩みや困りごとなど身近な福祉問題について、関係者が膝を交えて気軽に話しあえる場をつくりまします。話しあいをおして福祉課題や問題点を明らかにし、その解決に向けて地域でどう取り組みばよいのかについて、地域の各種団体との連携・協働も視野に入れながら考えていきます。ささえあい活動やボランティアハウスの立ちあげを検討する小地域を単位とした座談会や対象を限定した座談会でも、地区社協が認めるものであれば助成対象とします。 【必須】 令和3年度は全地区社協において、地域コミュニティ会議の開催をお願いします。 開催時期：6～10月 開催回数：1回
助成基準	地区社協の認める座談会に対し助成します。 助成額：200円（上限）×参加人数 助成回数：制限なし ・回数に制限はございませんので小地域ごとに少人数でグループを構成してグループワークを開催するなど福祉座談会を開催しましょう。 ・総会や理事会等の地区社協役員のための会議は、助成の対象となりません。 

(3) 福祉の人財発掘事業

事業内容	地区社協の福祉活動の担い手の発掘、育成を目的として、ボランティア、生きがいや健康づくり、防災等をテーマにした各種講座の開講や、他の市町村、NPO団体が行う事業を役員が視察した際に、経費の一部を助成します。 【テーマ例】 ・ ボランティアハウスの担い手が健康体操を学ぶ機会 ・ 地域の困りごとの解決につながる生活支援をテーマにした講座 (タコ足配線予防 エアコンフィルター掃除等) ・ 話しの聴き方(傾聴)について ・ コーヒー淹れ方等、地域住民のできることを増やす内容 また、地域の方が講師を務める講演会なども含みます。
助成基準	地区内での人材育成に関わる事業に対し助成します。 助 成 額：1回あたり 1万円(上限) 助成回数：12回(上限) 

(4) 地域の困りごと調査

事業内容	住民ニーズを把握し、ささえあい活動を進めるにあたり、地域の困りごとや協力者を見つけるためにアンケート調査を行います。調査対象エリアは1自治会～地区社協単位で行います。
助成基準	助成金はありませんが、アンケート票の印刷、配布(返信)用封筒作成代、返信郵送代は市社協で負担します。 アンケート票の配布及び集計については、地区社協等をお願いします。 *自治会等への依頼文やアンケートの提示例は用意します。 

3. ささえあうこと

身近な困りごとを住民がお互いにささえあいます

(1) ささえあい活動支援事業

事業内容	日常のちょっとした困りごとのお手伝いをできるときに、できることを、できる人が行う身近な自主的なささえあい活動を地域で育てることを目的とする事業です。助成対象団体は、市社協及び地区社協が認めた、地域住民で組織されたグループや団体で、自治会単位以上自治会連合会以内が活動範囲となります。
助成基準	地区内でささえあい活動を行う団体に対し、地区社協を通じて間接助成します。 助 成 額：1自治会エリアあたり5,000円（定額） 地区内に複数団体の申請があってもかまいませんが、助成対象エリアを重複しての申請はできません。 例）①地区社協全体（20自治会）で取り組む場合 5,000円×20自治会エリア＝100,000円 ②1つの団地（2自治会）で取り組む場合 5,000円× 2自治会エリア＝ 10,000円 ③ 上記①②が重複する場合 ①地区社協…90,000円 ②団地…10,000円 （地区社協全体としては100,000円） ＊事業開始前に別途申請用紙が必要となります。 

(2) 食を通した生活支援事業

事業内容	ボランティアによる手づくり弁当等（手づくりに限定します）をひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、身体障がい者世帯などへ配食して安否確認を行うとともに、お弁当などをおして地域の人々とのふれあいを深めます。 なお、地区社協活動において食に関するボランティア活動を行う際の検便費用は市社協が負担します。
助成基準	食材料費等にかかる経費の一部を助成します。 助 成 額：調理食数×300円（上限） 助成回数：制限なし ＊食に関するボランティア活動を行うための検便を希望する方は、地区社協担当に「住所・氏名・電話番号・検査希望日」を書面で申し出てください。 

4. 知らせること

地域活動への理解を深め、情報を共有します

(1) 機関紙（地区社協だより）の発行

事業内容	地域住民に地区社協の活動の様子や事業の報告、またボランティア活動や身近な福祉情報などをお知らせし、福祉への理解と関心を深め、活動への参加を促進することを目的として、地区社協内全世帯を対象に地区社協だよりを発行します。																																																															
助成基準	助成額：下記表単価×印刷必要部数※ （地区社協ごとに定めています） 助成回数：12回／年（上限）		令和3年度広報紙 印刷必要部数 （令和3年4月末現在） 																																																													
	<table><tr><th>印刷必要部数</th><th>2P 単価</th><th>4P～単価</th></tr><tr><td>1,000～1,999</td><td>¥34</td><td>¥47</td></tr><tr><td>2,000～2,999</td><td>¥18</td><td>¥27</td></tr><tr><td>3,000～3,999</td><td>¥14</td><td>¥19</td></tr><tr><td>4,000～4,999</td><td>¥11</td><td>¥15</td></tr><tr><td>5,000～5,999</td><td>¥9</td><td>¥13</td></tr><tr><td>6,000～6,999</td><td>¥8</td><td>¥11</td></tr></table>		印刷必要部数	2P 単価	4P～単価	1,000～1,999	¥34	¥47	2,000～2,999	¥18	¥27	3,000～3,999	¥14	¥19	4,000～4,999	¥11	¥15	5,000～5,999	¥9	¥13	6,000～6,999	¥8	¥11	<table><tr><th>地区社協名</th><th>印刷必要部数</th><th>地区社協名</th><th>印刷必要部数</th></tr><tr><td>那加一</td><td>4,200部</td><td>鵜沼第二</td><td>4,900部</td></tr><tr><td>那加二東部</td><td>2,400部</td><td>陵南</td><td>2,600部</td></tr><tr><td>雄飛</td><td>1,500部</td><td>鵜沼第三</td><td>4,600部</td></tr><tr><td>那加三</td><td>3,200部</td><td>各務</td><td>1,900部</td></tr><tr><td>尾崎</td><td>2,100部</td><td>緑苑</td><td>2,000部</td></tr><tr><td>稲羽西</td><td>3,100部</td><td>八木山</td><td>2,100部</td></tr><tr><td>稲羽東</td><td>1,300部</td><td>蘇原北部</td><td>6,300部</td></tr><tr><td>川島</td><td>3,700部</td><td>蘇原南部</td><td>4,400部</td></tr><tr><td>鵜沼第一</td><td>3,800部</td><td></td><td></td></tr></table>	地区社協名	印刷必要部数	地区社協名	印刷必要部数	那加一	4,200部	鵜沼第二	4,900部	那加二東部	2,400部	陵南	2,600部	雄飛	1,500部	鵜沼第三	4,600部	那加三	3,200部	各務	1,900部	尾崎	2,100部	緑苑	2,000部	稲羽西	3,100部	八木山	2,100部	稲羽東	1,300部	蘇原北部	6,300部	川島	3,700部	蘇原南部	4,400部	鵜沼第一	3,800部		
	印刷必要部数	2P 単価	4P～単価																																																													
	1,000～1,999	¥34	¥47																																																													
2,000～2,999	¥18	¥27																																																														
3,000～3,999	¥14	¥19																																																														
4,000～4,999	¥11	¥15																																																														
5,000～5,999	¥9	¥13																																																														
6,000～6,999	¥8	¥11																																																														
地区社協名	印刷必要部数	地区社協名	印刷必要部数																																																													
那加一	4,200部	鵜沼第二	4,900部																																																													
那加二東部	2,400部	陵南	2,600部																																																													
雄飛	1,500部	鵜沼第三	4,600部																																																													
那加三	3,200部	各務	1,900部																																																													
尾崎	2,100部	緑苑	2,000部																																																													
稲羽西	3,100部	八木山	2,100部																																																													
稲羽東	1,300部	蘇原北部	6,300部																																																													
川島	3,700部	蘇原南部	4,400部																																																													
鵜沼第一	3,800部																																																															
※ 印刷必要部数及び単価を超えた印刷にかかる費用は助成対象となりません。																																																																
※ 2ページはA4両面、4ページはA3両面2つ折りを指す。																																																																
※ 金額は部数単価毎の助成金額。																																																																

5. 共同募金のこと

赤い羽根共同募金を活用した事業を実施します

(1) 赤い羽根共同募金事業

事業内容	この事業は赤い羽根共同募金運動で市民から寄せられた募金（歳末たすけあい募金）を財源に期間を限定して実施するもので、下記の事項を目的とします。 1. 地域のたすけあいの力を高め、安心して暮らせる地域づくりを推進する。 2. 世代間（三世代等）の交流をとおして、世代を越えたつながりを深める。 3. 地域にあるさまざまな団体と連携を深め、地域ぐるみの支えあい活動を展開する。 4. 地域で孤立する人をなくすため、見守りや訪問活動を活発にする。 【事業の例】 ・三世代交流など地域の団体と協力して行う交流会やイベント ・地域の施設との交流会や勉強会 ・閉じこもりがちな方や行事になかなか参加できない方への友愛訪問活動 など
助成基準	期間中に実施した事業にかかる経費の一部を助成します。 期 間：11月1日～翌年の1月15日 助 成 額：10万円（上限） 助成回数：助成額が合計10万円以内であれば回数は問いません。 

(2) 赤い羽根自動販売機の設置事業

事業内容	赤い羽根共同募金会の自動販売機を設置いただき、自動的に募金が行える社会貢献事業です。地区社協内の企業や工場、公民館などに自動販売機を設置してくださる方を募っていただき協力者を集めます。設置協力者には電気代の負担をお願いしますが、売上の約20%が販売手数料として入る仕組みです。 自動販売機には地区社協のPR広告が掲載できます。
助成基準	自動販売機の売り上げの5%を地区社協活動費として助成します。   雄飛ヶ丘公民館

(3) 横断旗の設置事業

事業内容	横断歩道を中心に横断旗を設置し、子どもからお年寄りまで安全に横断できるように交通事故防止に努めます。
助成基準	100本/年度（上限）（希望する地区社協のみ配布） ※横断旗設置のための入れ物（筒）については、地区社協でご用意ください。 

6. 募ること

社協活動や会費の理解を深め、活動の協力者を増やします

(1) 会費趣旨説明会

事業内容	地域福祉活動の財源となる社協会員会費募集について、より多くの住民に理解いただくために会費趣旨説明会を行います。対象は自治会長・班長・地区社協役員等の皆さんで、会場の確保や参加案内は地区社協で行っていただき、市社協が資料作成や説明を行います。
助成基準	お茶等の費用の一部を助成します。 助成額：300円（上限）×参加人数 助成回数：1回（上限） 

7. 地域を応援すること

私たちにできることは何かをみんなで考えます

(1) 地域を応援すること

事業内容	「やってみたい」「教えてほしい」「困った」などの住民の皆さんの声を受けとめ、大切にしながら、活動のきっかけづくりや担い手の掘り起こしを少しでも続けていくことが地域福祉活動の充実に結びつきます。金銭は伴わなくとも、地域福祉活動をみんなで応援していく意識が活動の広がりにつながります。 （例） - 自治会等からボランティアハウスやささえあい活動など、「やってみたい」という声が出た時に、自治会役員をはじめとする関係者と一緒に考える機会の設定をお願いする。 「活動を続けられない」と困っている場合など抱える問題を共有し、できることはないか関係機関との連携やつながりなど解決にむけて考える。 - 地域の新たな取り組みを広報や研修会等で紹介することで情報の共有を進める。
------	--

【活動の範囲】

活動には地区社協規模（自治会連合会）で行った方がよいもの、単位自治会ごとで行った方がよいもの、あるいは隣近所などで行った方がよいものなど、活動に適した範囲があります。

地区社協（自治会連合会）

ふれあい交流事業

赤い羽根共同募金事業

会費趣旨説明会

近隣ケアグループ研修会

地域の困りごと調査

福祉の人財発掘事業

機関紙
の発行

ボランティアハウス

自治会（区を含む）

ささえあい活動

ご近所
畑事業

近隣（班・組）

福祉座談会

友愛訪問活動

食を通した生活支援

近隣ケアグループ活動

【活動の啓発】

地区社協が取り組む活動は、地域の皆さまからご協力いただいた「社協会費」を主たる財源としていることを啓発するため、「のぼり旗」を用意しています。

地区社協事業やボランティアハウス活動が行われるときなどに、屋外へ設置して、参加者はもちろん地域住民の多くの方にその活動と会費の用途を知ってもらえるよう周知しています。



イメージ

3-5 夢を実現プロジェクト事業（通称：夢プロ）

地域の夢はなんですか？

この事業は、メニュー事業にはない地域の新しい取り組みを応援することを目的としています。「あったらいいな」など地域の仲間と共有し、地区社協が中核となってぜひ提案してください。

【今までの夢プロ】

令和2年度までに6つの『夢を実現プロジェクト事業』が実施されました。（右図）

現在、実施している事業は、鵜沼第二地区社協の「住民お互いさま活動充実事業」です。これらに続く事業を随時募集しています。

詳しくは地区担当者にお尋ねください。

地 区	事 業 名	概 要	期 間
緑苑	地域交流拠点「ふらっと」	空き家を活用した常設型地域交流拠点	平成26年～28年度
緑苑	地域通貨を利用した生活支援事業	地域通貨「緑苑グリーン」を使った住民支え合い活動の実施	平成29年～31年度
八木山	地域交流拠点「ささえあいの家」	空き家を活用した常設型地域交流拠点	平成26年～28年度
八木山	生活支援「支え合い活動」	住民が主体となった生活支援の拠点	平成28年～30年度
各務	「歴史でつながる郷土の福祉」	郷土の歴史を用いて、福祉教育・介護予防の啓発	平成27年～29年度
鵜二	住民お互いさま活動充実事業	生活課題の把握と、住民支えあい活動	令和元年～3年度

助成金額

1 地区社協1事業に対して、最大100万円（1年間）
3年以上継続できるもの（複数事業可能）

助成期間

3ヵ年度
※令和3年度末を最後に事業受付終了とさせていただきます

《助成基準》

下記のいずれかにあてはまることが条件

- ①地域の生活課題の解決に向けた取り組み
- ②地域における孤立防止に向けた取り組み
- ③地域のつながりづくりのための取り組み

《助成内容》

今までのメニュー事業にはない地域性をいかした地区社協独自の取り組みや住民が主体となり創意工夫された活動など、地区社協が企画提案した事業に対し助成します。
この事業は市社協が行う介護保険事業の収益の一部を財源としています。

3-6 小地域で行う

夢を実現プロジェクト事業（通称：ミニプロ）

夢を実現プロジェクト事業は地区社協単位で実施するものですが、自治会や区などの小地域でも新たな取り組みを行いたいというニーズがあります。

この事業は自治会や区を単位として、独自性を活かした事業展開により小地域福祉活動を活発にすることを目的としています。

鵜沼第三地区内の新鵜沼台で8自治会を対象にした「小さな手助け」事業が行われています。「困っていることはありますか？」とアンケートを行った結果、「ごみ出しや、粗大ごみの処分に困っている」といった声が多く、自分の地域の困りごとは自分たちで解決したいという思いで立ち上がりました。

活動方針は「隣のおじさんができる程度の作業」としており、ここに住む皆が「新鵜沼台に住んでよかった」と思える地域を目指しています。



網戸張替えの様子



庭木の伐採、草刈の様子

助成金額

1 自治会・区 1 事業に対して、最大 **30万円**（1 年間）
1 地区社協あたり合計 100 万円を助成上限とします。

助成期間

3 カ年度
※令和 3 年度末を最後に事業受付終了とさせていただきます

《助成基準》

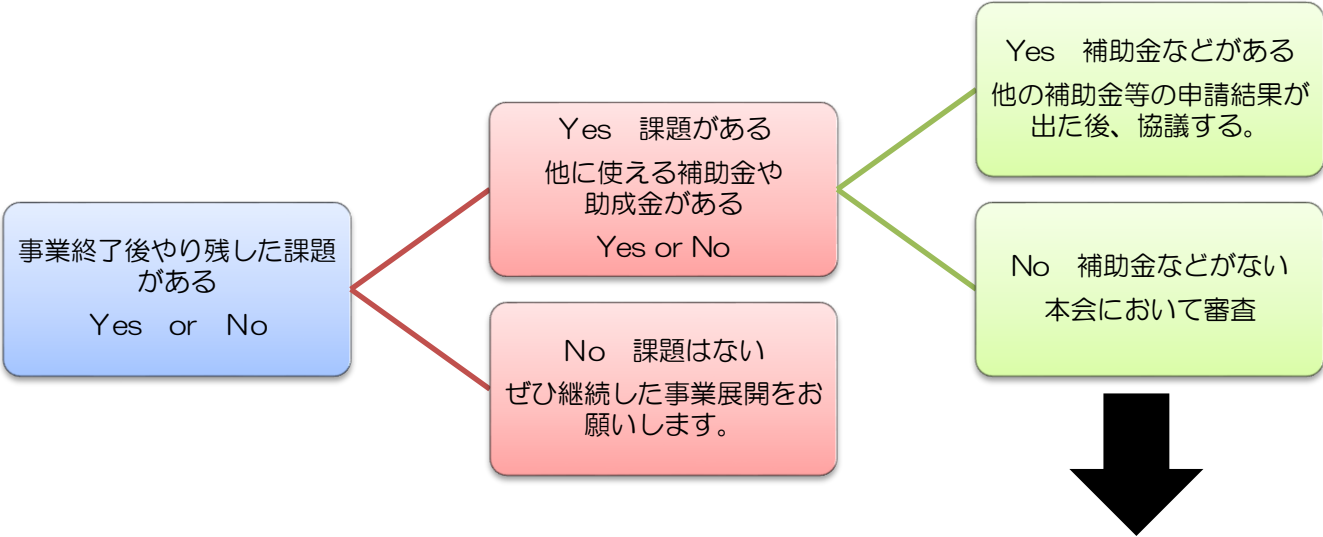
- ①地区社協において認められたもの
- ②先駆的・モデル的なもの
- ③年間を通した事業内容で、3 年以上継続できるもの

《助成内容》

地区社協が承認した自治会・区ごとの小地域福祉活動を推進し、住民自らが企画・提案する独自の取り組みに対して、助成します。

3-7 夢プロ・ミニプロ事業フォローアップ

夢を実現プロジェクト事業・小地域で行う夢を実現プロジェクト事業を実施された地区を対象に、3年間の助成期間で達成できなかった課題に対して2か年を限度に助成します。



助成基準

- 次のすべての条件を満たすことが必要です。
- ① 3年以上実施した事業で継続が必要な事業であること
 - ② 市社協が事業効果があると判断したもの
 - ③ 他に利用できる助成金・補助金がないもの

助成金額
(1年間)

夢プロを終了した事業 . . . 30万円
ミニプロを終了した事業 . . . 10万円

助成期間

最大2か年度

3-8 総合補償保険

皆さんが安心して活動できるように、総合補償保険に加入しております。
地区社協役員や行事等の参加者が対象となります。

(1) 地区社協主催行事等にかかる保険内容

①地区社協の行事や会議における、参加中や往復途上でけがをした場合

- ・死亡・後遺障害・・・・・・・・・・・・・500万円（限度額）
 - ・入院（180日限度）・・・・・・・・・・・・・3,000円（日額）
 - ・通院（180日以内の90日を限度）・・・・・・・・・・・・・2,000円（日額）
- ※住居と活動場所との間の通常経路往復中も補償できます。

②活動中にけがをさせてしまった場合や物を壊してしまった場合

- ・対人・・・・・・・・・・・・・1名3億円・1事故20億円（限度額）
- ・対物賠償・・・・・・・・・・・・・1事故2,000万円（限度額）
- ・車輛の物損や事故の相手側への補償等については、ご自身の自動車保険での対応になります。

(2) 社協へ連絡いただく内容

- ①けがをされた方の氏名、住所、連絡先、生年月日
 - ②事故の原因および状況
 - ③けがの部位および状態
 - ④受診した病院名
 - ⑤被害者氏名（賠償事故の場合）
 - ⑥被害損害の程度（物損の場合）
 - ⑦修理先

事故が起こったらすみやかに社会福祉協議会までご連絡ください。

- | | |
|--------------|---|
| 例1) ケガをした場合 | ①治療を受ける。②社協へ連絡。
③完治後社協へ連絡。保険請求事務を行います。 |
| 例2) 物を壊した場合 | ①社協へ連絡。②壊した物の写真を撮る。 |
| 例3) ケガをさせた場合 | ①社協へ連絡。②保険請求事務を行います。
(保険の範囲内で対応) |

○治療が終了した後に保険金を請求する手続きを行います。

また、物損の場合は修繕等の前に見積もりが必要となります。

保険会社に必要書類を提出後、指定の口座に保険金が支払われます。

※事故の状況や発生後30日以内にご連絡いただけない場合には、保険で対応できないことがあります。事故が発生した場合は必ず市社協（TEL058-383-7610）への連絡をお願いいたします。

4. 資料編

4-1 各務原市の福祉の状況

人 口 (令和3年4月1日現在)	146,806人			世 帯 (令和3年4月1日現在)	61,056世帯		
年代別構成 (比率) (令和3年4月1日現在)	15歳未満		15歳以上64歳以下		65歳以上		
	19,041人 (13.0%)		86,017人 (58.6%)		41,748人 (28.4%)		
障害者手帳 所持者 (令和2年3月31日現在)	身体障害者 手帳		療育手帳		精神保健 福祉手帳		
	5,471人		1,298人		1,288人		
要介護認定者 (令和3年3月31日現在)	6,626人			要援護高齢者 (令和3年3月31日現在)		3,226人	
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	706人	1,002人	1,006人	1,576人	1,081人	825人	430人
生活保護世帯 (令和3年3月31日現在)	667世帯		ひとり親世帯 (令和3年3月31日現在)		951世帯		
民生委員 児童委員 主任児童委員 (令和3年4月1日現在)	224人		NPO法人 (令和3年3月31日現在)		33法人		
近隣ケア グループ (令和3年3月31日現在)	293グループ		近隣ケア グループ員 (令和3年3月31日現在)		2,035人		
ボランティア ハウス (令和3年3月31日現在)	100グループ		自治会 (令和3年4月1日現在)		384自治会		

4-2 地区ごとの人口構成

地区名	人口	15歳未満	15歳以上 65歳未満	65歳以上	高齢化率* (65歳以上の 比率)
那加一	12,861人	2,021人	7,953人	2,883人	22.4%
那加二東部	5,740人	632人	3,277人	1,831人	31.9%
雄飛	3,768人	526人	2,122人	1,120人	29.7%
那加三	8,557人	1,184人	5,104人	2,269人	26.5%
尾崎	5,032人	632人	2,489人	1,911人	38.0%
稲羽西	7,834人	922人	4,463人	2,449人	31.3%
稲羽東	3,657人	340人	2,056人	1,261人	34.5%
川島	11,836人	1,844人	7,253人	2,739人	23.1%
鵜沼第一	9,839人	1,375人	5,987人	2,477人	25.2%
鵜沼第二	13,080人	1,878人	8,184人	3,018人	23.1%
陵南	7,439人	1,042人	4,263人	2,134人	28.7%
鵜沼第三	11,071人	1,491人	5,997人	3,583人	32.4%
各務	6,126人	635人	3,356人	2,135人	34.9%
緑苑	4,537人	364人	2,250人	1,923人	42.4%
八木山	4,837人	457人	2,276人	2,104人	43.5%
蘇原北部	19,086人	2,622人	11,699人	4,765人	25.0%
蘇原南部	10,294人	1,353人	6,064人	2,877人	27.9%
合 計	※2 145,594人	19,318人	84,793人	41,479人	※1 28.5%

令和3年4月1日現在

※1 高齢化率：小数点以下第2位を四捨五入しています。
※2 自治会が組織されていない地域等があるため、前ページの人口と異なります。

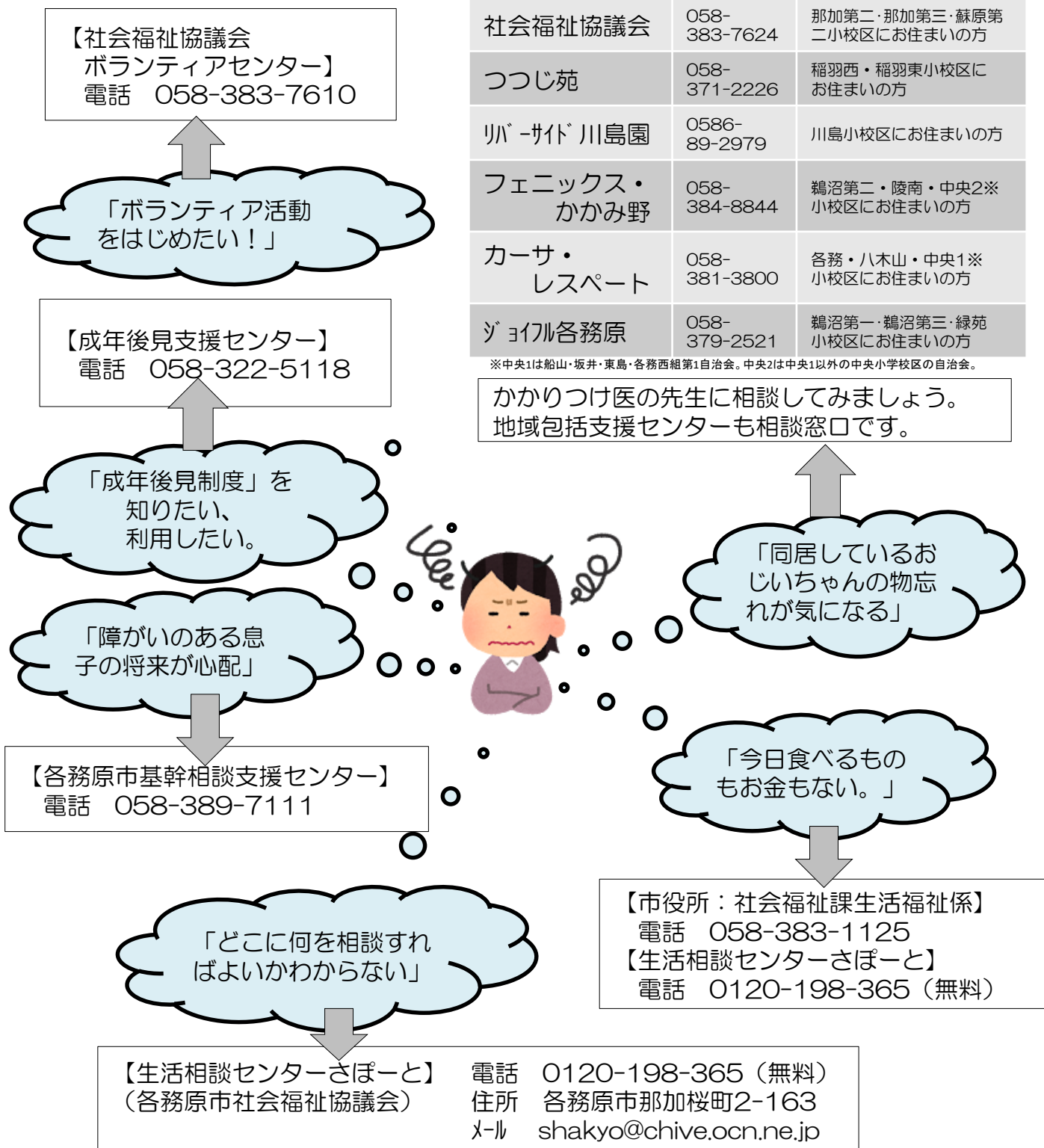
4-3 相談窓口一覧

地域包括支援センター

飛鳥美谷苑	058-371-3081	那加第一・尾崎・蘇原第一小校区にお住まいの方
社会福祉協議会	058-383-7624	那加第二・那加第三・蘇原第二小校区にお住まいの方
つつじ苑	058-371-2226	稲羽西・稲羽東小校区にお住まいの方
リバーサイド 川島園	0586-89-2979	川島小校区にお住まいの方
フェニックス・かかみ野	058-384-8844	鶴沼第二・陵南・中央2※小校区にお住まいの方
カーサ・レスパート	058-381-3800	各務・八木山・中央1※小校区にお住まいの方
ジョイフル各務原	058-379-2521	鶴沼第一・鶴沼第三・緑苑小校区にお住まいの方

※中央1は船山・坂井・東島・各務西組第1自治会。中央2は中央1以外の中央小学校区の自治会。

かかりつけ医の先生に相談してみましょう。
地域包括支援センターも相談窓口です。



社会福祉協議会では、社会福祉士などの専門資格を持つ職員が関係機関と連携し解決のお手伝いをしています。相談内容の秘密は守られます。

4-4 Q&A

Q 1 なぜ社会福祉協議会は会費を集めるのですか。

A 1 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置付けられています。この法律は地域福祉に住民の意思を反映させ、地域の皆さまが地域福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。

そこで、各務原市社協では、この「住民参加・住民主体」の1つの方法として、住民の皆さまをはじめ福祉団体や企業等の方々に会員となっただけで、地域住民の支え合い活動を進めております。その財源として、会員の皆様より会費のご協力をお願いしております。

皆さまからご協力いただいた会費は全額を地区社協交付金やメニュー事業助成金として地区社協の行う地域福祉活動に活用されています。

Q 2 会費はどのように活用されていますか。

A 2 地域の皆さまにご協力いただいた会費は次のように活用しています。

集まった会費は地区社協ごとで集計され、その40%がそれぞれの地区社協へ交付されます。

また、本会が定める「メニュー事業」を各地区社協が行った場合に基準に基づき運営費の一部または全部が助成されます。

Q 3 ボランティアハウスを立ち上げたいときはどうしたらよいですか？

A 3 ボランティアハウスを立ち上げるには1人の力よりは仲間で行う方が役割分担もできて安心です。まずは地域内で協力してくれる仲間を見つけ、お住まいの地区社会福祉協議会へご相談ください。

制度の説明や地区社協への連絡先については市社会福祉協議会へお問い合わせください。

Q4 ボランタリーハウスや地域の行事で楽しめるゲームやボランティアさんを探しています。

A4 社会福祉協議会では「一芸ボランティア」の紹介や「レクリエーション物品の貸出」を行っています。子どもから高齢者まで楽しめる素材がありますので、一度お問い合わせいただくと、活動のヒントが見つかるかもしれません。



コミュニケーション麻雀

Q5 ボランティアをはじめたいのですが。

A5 ボランティア活動といってもさまざまな活動があります。ご自身のやりたい活動はどのような内容でしょうか？

もし決まっていない場合などは職員がお話を伺いながら、その時に募集している活動などをご紹介します。

団体として活動の機会を求めている場合は「一芸ボランティア」としての登録もできます。まずはお問い合わせください。

Q6 家族が骨折して一時的に車いすを借りたいのですが。

A6 社会福祉協議会では、1か月を上限に車いすの無料貸し出しを行っています。皆さまの善意である共同募金を財源としていますので長期間のご利用はご遠慮いただいています。

長期間のご利用が必要な場合は障がい者施策や介護保険制度の利用などをご検討ください。

Q7 サポート君とはなんですか。

A7 サポート君は、市内在住のデザイナーの方にデザインいただき、市民公募した本会のイメージキャラクターです。

ハートをイメージしており、お互いを思いやる「ささえて ささえられて」のふくしのところを表しています。



サポート君

4-5 各務原市社会福祉協議会のあゆみ

昭和38年度	• 任意の団体として民生委員・児童委員を中心に結成される。
昭和39年度	• 第1回各務原市社会福祉大会開催 • 生活福祉資金や共同募金運動等、地域福祉活動を展開
昭和56年度	• 社会福祉協議会法人化促進委員会設置 • 任意団体「各務原市社会福祉協議会」解散。あわせて「社会福祉法人各務原市社会福祉協議会設立総会」を開催 • 法人格取得。初めて市連合広報会の賛同を得て、会員募集の依頼を行う。 • 第15回社会福祉大会において連合会単位による支部社協の設置（当時16か所）を決議される。
昭和57年度	• ボランティアセンターを設置 • 福祉フェスティバル開催
昭和58年度	• 「福祉のまちづくり推進モデル社会福祉協議会」の指定を受ける。 • 寝たきり老人の入浴実態調査及び独居老人の食生活実態調査を実施 • 調査を受け、入浴サービス及び食事サービスを開始
昭和59年度	• 寝たきり老人介護者調査及び独居老人生活実態調査を実施 • 16支部社協から17支部社協となる。
昭和60年度	• 総合福祉会館完成にともない、各務原市役所本庁舎から事務所を移転
昭和62年度	• 昭和62年から平成元年までの「社会福祉協議会発展3か年計画書」を作成
昭和63年度	• 在宅入浴サービス事業の開始
平成元年度	• 福祉ボランティアのまちづくり事業の指定を受ける。（国庫補助事業）
平成4年度	• 在宅介護者の集い開催
平成5年度	• 小中学生ボランティア塾開始 • 寝たきり老人等介護者実態調査 • 地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」の策定
平成8年度	• モデル支部社協の指定開始 • 訪問入浴サービスの受託開始 • 市民公募によるキメーチャラクター「サポート君」誕生
平成9年度	• 企業ボランティア研修会の開催 • 在宅障がい者いきいき事業の開催
平成10年度	• ボランティア情報紙の発行
平成12年度	• 介護保険制度スタート （居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴事業、通所介護事業） • 福祉カー貸出、特別移送サービス事業の開始 • ふれあいいきいきサロンの名称を「ボランティアハウス」へ統一 （市ボランティアハウス事業受託）



平成14年度	・地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）基幹的社会福祉協議会を県社協から受託
平成15年度	・新・地域福祉活動計画の策定に着手 ・地域コミュニティ会議の開催 ・各務原市・川島町社会福祉協議会合併協議会の設立・開催。
平成16年度	・各務原市と旧川島町社会福祉協議会が合併し、新しい各務原市社会福祉協議会となる。 ・新・地域福祉活動計画策定
平成18年度	・法人化25周年記念チャリティイベントを開催 ・地域包括支援センター事業を市から受託 ・ファミリー・サポート・センター事業を市から受託
平成19年度	・福祉懇談会、地域コミュニティ会議開催（以後、毎年開催）
平成20年度	・高齢者口腔機能向上・栄養教室開催
平成21年度	・第2期地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」を策定 ・市からの委託を受け、支えあいサポーター塾開催（～平成26年度）
平成22年度	・近隣ケアグループ運営事業を市から受託
平成23年度	・東日本大震災において職員派遣及びボランティアバス運行（3泊4日） ・法人化30周年を迎え「サポート君」リニューアル
平成24年度	・知的障がいを理解する講座を開催。それに伴い障がい者サロン「みっぱらクック」開設 ・市内すべての小中学校高校を福祉教育推進校として認定 ・はつらつ介護者教室の開催 ・座談会で地域のつながりを考えてみよう事業の実施
平成25年度	・夢を実現プロジェクト事業開始 ・岐阜県ボランティアフェスティバルの共催
平成26年度	・生活困窮者自立促進支援モデル事業指定に伴い、「生活相談センターさぽーと」を開設 ・小地域で行う夢を実現プロジェクト事業開始 ・会費制度を1口制度へ変更 ・地域の自主性を促すため「支部社協」の名称を「地区社協」へ変更
平成27年度	・第3期地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」策定 ・法人後見事業開始 ・通所介護事業（老人デイサービスセンターこぶし）の終了 ・各務原市寺子屋事業を市から受託
平成28年度	・第50回社会福祉大会開催

平成29年度	・会費等検討委員会を設置する。 ・会員募集月間を8月から6月・7月の2か月に変更する。 ・生活支援コーディネーター業務を市から受託 ・介護予防日常生活支援総合事業における協議体を「“わ”がまち会議」と位置付け順次開催していく。
平成30年度	・市の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定することが決まり、第4期地域福祉活動計画の策定に着手。 ・夢を実現プロジェクト事業にフォローアップ助成（2カ年）を期間を限定して開始。
令和元年度	・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定（令和2年～令和3年） ・成年後見支援センター運營業務を市から受託。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、ボランティアハウス等の活動中止を余儀なくされる。
令和2年度	・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活に困窮する世帯への「生活福祉資金特例貸付」「住居確保給付金」等に関する相談・対応が増える。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、ボランティアハウス等の地域活動中止を余儀なくされる。 ・法人化40周年記念マスコットキャラクターの募集を行う。

[illegible]

相 談 内 容	電話番号 (担当部署)
社会福祉協議会について 共同募金運動について ファミリーサポートについて ボランティア活動について 近隣ケアグループについて ボランティアハウスについて	058-383-7610 (地域福祉課)
生活の相談をしたい お金の管理が不安 ひきこもりの相談をしたい	0120-198-365 (生活相談センターさぽーと)
成年後見制度を利用したい 成年後見制度について知りたい 権利擁護について相談したい	058-322-5118 (成年後見支援センター)
介護保険について知りたい 介護保険サービスを利用したい ヘルパーさんに来てほしい 訪問入浴を使いたい	058-383-7623 (事業課)
高齢者の相談をしたい (認知症、介護保険、医療、虐待、詐欺等)	058-383-7624 (地域包括支援センター)

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地
総合福祉会館2階

電 話 0120-198-365
058-383-7610

F A X 058-382-3233

E-mail shakyo@chive.ocn.ne.jp

W e b <http://kakamigahara-shakyo.jp/>



サポート君